

2016年度
関西学院大学ロースクール
C日程入試二次募集

一般入試（法学既修者）

憲 法 問 題

《9:30～11:30》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【憲法問題】

2015年、いわゆる安保法制が成立し、自衛隊法の改正によって自衛隊の任務が拡大され、我が国に対する武力攻撃が発生した場合だけでなく、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」場合（いわゆる「存立危機事態」）にも自衛隊が防衛出動できることとなった。

その後の2010年、中東のA海峡において近隣諸国間での武力衝突が発生し、アメリカ軍が武力介入する事態が生じた。そのなかでB国がA海峡を機雷封鎖し、紛争は長期化する様相を示してきた。このことによって原油を日本へ輸送するすべての船舶がA海峡を通過することができなくなり、紛争と封鎖が長期化すれば日本経済が破綻すると考えた日本政府は、当該事態は自衛隊法上の「存立危機事態」に該当すると判断し、機雷除去とアメリカ軍支援のために自衛隊を派遣することを決定して、自衛隊員Xの所属する部隊にも出動命令が出された。

Xは「国を守る」ことに意義を感じて2005年に自衛官となり、自衛隊の使命と任務に誇りをもって職務に励んできた。しかし、今回の命令は、日本の防衛とは直接関係がない上、Xがこれまで自衛隊内で、集団的自衛権は憲法上認められていないと繰り返し教育を受けてきたことにも反すると考え、Xはこの出動命令を拒否した。

Xの行為は許されるか。そこに含まれる憲法上の問題について、あなたの見解を述べなさい。

なお、いわゆる安保法制や自衛隊の出動（派遣）自体の違憲・合憲の問題については正面から論じなくてよい。

【参照】自衛隊法

第76条 [貸与する六法参照]

第122条第1項 第76条第1項の規定による防衛出動命令を受けた者で、次の各号のいずれかに該当するものは、7年以下の懲役又は禁錮に処する。

三 上官の職務上の命令に反抗し、又はこれに服従しない者

以上